

〈環境キーワード〉

指定類型

大きな河川には「類型」が定められており、それに応じて生活環境保全に関する基準が決められている。

水素イオン濃度 (pH)

水の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標。有害物質の混入などの異常発生時にこの数値が急激に変化することから、水質を監視する指標として用いられている。

生物化学的酸素要求量 (BOD)

水中にある有機物を、バクテリアなどの微生物が分解する時に消費される酸素量。一般的に、数値が大きくなれば水中に有機物が多く、水が汚濁していることを示している。

浮遊物質 (SS)

水中にある、顕微鏡で見える程度の大きさの粒子の量。この数値が高いほど水が濁っていることを意味している。

溶存酸素量 (DO)

水中に溶解している酸素量。魚介類などの生物が生存するためには一定量の溶存酸素が必要とされている。この数値が高いと臭気が発生する。

大腸菌群数

大腸菌および大腸菌と性質が似ている細菌の数を示し、し尿汚染の指標として用いられる。

みんなで
守ろう!!
美郷の水

町内の河川、 農業用排水路の 水質調査結果を お知らせします

美郷町では、家庭や工場からの排水や町内にある廃棄物処分場（一般廃棄物最終処分場・産業廃棄物中間処理施設）が水環境に影響を与えていないかをチェックするため、河川などの水質調査を行っています。今年度も、河川5カ所と農業用水2カ所で8月27日と11月6日に調査を実施し、生活環境を保全するうえで維持することが望ましいとされている「環境基準項目」の測定値を確認しました。

類型指定を受けている河川、指定を受けていない河川ともに環境基準への適合状況が良く、基準に相当しうる良好な水質であることが確認されました。

ただし、大腸菌群数については基準を上回る値が見られ、特に夏季、住居地域を流下した後の地点で高い値が出現しています。このような現象は生活排水が流入する河川に多く見られ、今年度の調査では丸子川、横手川、西ノ沢川で高い数値が測定されました。大腸菌群数の測定値を下げるには、生活排水を川に流入させないことが大切です。身近な河川の水質を守るために、一人ひとりが「水環境を守る」という意識を持ちましょう。

美郷町では引き続き河川の水質の監視を続け、水質汚濁防止や河川環境維持に努めます。

◆環境基準の区分

指定類型	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	浮遊物質	溶存酸素量	大腸菌群数
河川類型 A	6.5以上8.5以下	2mg/l以下	25mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/100ml以下
河川類型 B	6.5以上8.5以下	3mg/l以下	25mg/l以下	5mg/l以上	5,000MPN/100ml以下
河川類型 なし	県知事が指定する水域ではないが、水質判定にあたっては河川類型Bの基準を適用				
農業用水利	6.0以上7.5以下	6mg/l以下	100mg/l以下	5mg/l以上	—

◆水質分析結果 (測定値は平均値です)

○：適合 ×：不適合 —：指標となる基準なし

地点	指定類型	水素イオン濃度		生物化学的酸素要求量		浮遊物質		溶存酸素量		大腸菌群数	
		判定	測定値 (PH)	判定	測定値 (mg/l)	判定	測定値 (mg/l)	判定	測定値 (mg/l)	判定	測定値 (MPN/100ml)
丸子川横関橋	河川類型 A	○	7.3	○	0.6	○	1.5	○	10.3	×	13,650
出川釜蓋橋	河川類型 A	○	7.4	○	0	○	2	○	10.5	×	3,000
横手川境大橋	河川類型 B	○	7.4	○	0	○	1	○	10.3	×	46,470
菩提沢川(狐森)	河川類型 なし	○	7.5	○	0	○	1.5	○	10.9	×	6,610
西ノ沢川(湯竹)	河川類型 なし	○	7.3	○	0.8	○	4.5	○	10.8	×	21,450
農業用排水(籠林)	農業用水利	○	7.4	×	51.5	○	43	○	6.8	—	—
農業用排水(吐出)	農業用水利	○	6.3	○	0	○	0	○	9.3	—	—

問い合わせ ● 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903



国が支える。安心が大きくなる

積立年金

「担い手積立年金」は農業者年金の愛称です。

安心して豊かな老後生活のために新しい農業者年金に加入しましょう

あなたの将来への備えは十分ですか？

農業引退後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要です。農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、安全で安心な公的年金制度です。

加入の申し込みやご相談は最寄りのJAまたは町農業委員会事務局まで
町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

農業者年金の特徴

農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者（保険料免除者を除く）で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や、配偶者や後継者などの家族農業従事者も加入できます。



少子高齢化時代に強い年金です

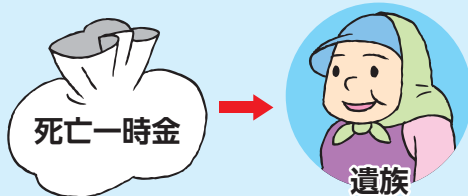
自分で積み立てた保険料と、その運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金です。少子高齢化が進んでも制度の安定性は損なわれません。

自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料を自由に決められます（月額2万円から6万7千円までの間で千円単位で自由に選択）。農業経営の状況や将来設計に応じて、いつでも見直すことができます。



終身年金で80歳までの保証付きです

農業者老齢年金は原則65歳から生涯受け取ることができます。仮に、80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金額の現在価値に相当する額を、ご遺族に死亡一時金として支給します。



税制面で大きな優遇措置があります

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、所得税・住民税の節税につながります（支払った保険料の15%～30%程度が節税）。また、将来受け取る年金は公的年金等控除が適用されます。



認定農業者など一定の要件を満たす方には保険料の国庫補助があります

認定農業者で青色申告をしている方やその方と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者の方など、一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助（月額最高1万円、通算すると最大で216万円）があります。

この国庫補助額は、農地等の経営継承をすれば原則65歳から特例付加年金として受給できます。農地等の経営継承の時期についての年齢制限はなく、本人の体力に応じて受給の時期を決められます。